

平成28年第7回（12月）上越市議会定例会

総務常任委員会資料【所管事務調査】

- ・交通安全教育の推進とその体制について 1～4

交通安全教育の推進とその体制について

1 交通安全教育の方向性

(1) 第10次上越市交通安全計画に即した教育の推進

- 第10次上越市交通安全計画（以下「交通安全計画」という。）の策定に合わせ、交通安全計画の重点課題の解決に向けた参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。
- 年代に応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を推進する。

【重点課題の解決に向けた交通安全教育】

- 高齢者の交通事故防止
高齢者安全教室、高齢者世帯訪問、反射材普及啓発 等
- 歩行者及び自転車の安全確保
※年代に応じた段階的かつ体系的な教育を行う。
 - ① 幼児、小学校低学年：交通安全教室（歩行指導）
 - ② 小学校中・高学年、中学生：交通安全教室（自転車指導）
 - ③ 高校生：通学时自転車指導 ④ 幼児保護者：親子安全教室
 - ⑤ 高齢者：高齢者安全教室
- シートベルト着用とチャイルドシート使用の徹底
親子安全教室、ベビーセミナー等での啓発、交通指導所での啓発 等
- 飲酒運転の根絶
飲食店等訪問、各種教室等での啓発

(2) 防犯、防災分野との共通性を生かした一体的な教育の推進

- 危険に際し適切な行動を取ることができる知識や能力の習得、向上を図るための教育を効果的、効率的に行うため、上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進計画に基づく自主防犯意識を高める教育や、地震等の災害発生時の対処方法等の防災教育を交通安全教育と一体的に行う。
- 特に、交通弱者であり犯罪・災害弱者でもある子どもや高齢者に対する教育や啓発活動を推進する。

【一体的な教育】

- 高齢者に対する安全教育（高齢者安全教室、高齢者世帯訪問等）
 - ・ 交通安全、防犯、防災に関する内容を組み合わせて教育することにより、安全意識の高揚を図る。（交通事故防止、詐欺被害防止、鍵かけ励行、火災予防、災害への備え、災害発生時の対処方法等）
- 学校等に対する安全教育等の支援（交通安全教室、防犯教室、防災教室）
 - ・ 学校等における交通安全や犯罪・災害の被害防止の教育を支援する。
 - ・ なお、発達段階にある子どもに対しては、ルールやマナーを確実に身に付けさせるため、原則として分野別に実施する。

2 教育の推進に向けた体制

- 交通安全教育及び防犯、防災分野の一体的な教育を推進し、あわせて教育の質と量の強化を図るため、交通安全専門官や防犯専門官と共に教育を行う安全教育指導員（市非常勤職員）を2名増員し4名体制とするとともに、これらの職員と連携、協力し、教育や啓発活動を行う（仮称）地域安全支援員制度を創設する。
- これにより、幼児交通安全教室や小学校の防犯、防災教室等の新たな実施及び交通安全教室等の実施内容や回数の充実を図るほか、高齢者世帯訪問等の地域に密着した教育、啓発活動を推進することにより、交通安全教育等の強化、拡充を図る。

【(仮称) 地域安全支援員との連携により実施する主な教室等 (予定)】

実施内容	対象	H28 年度	H29 年度	H30 年度
幼児交通安全教室	幼児	—	35 回 (交通)	35 回 (交通)
幼児防犯教室	幼児	—	35 回 (防犯)	35 回 (防犯)
小・中学校交通安全教室	小・中学生	(41 回) (交通)	60 回 (交通)	70 回 (交通)
小学校防犯教室	小学年	—	60 回 (防犯)	60 回 (防犯)
小・中学校防災教室	小・中学生	—	—	5 回 (防災)
通学时自転車指導	高校生	—	3 回 (交通)	3 回 (交通)
反射材普及啓発	高齢者	(1 回) (交通)	5 回 (交通)	5 回 (交通)
その他交通安全教室	一般	(4 回) (交通)	15 回 (交通・防犯・防災)	15 回 (交通・防犯・防災)
商業施設等での啓発	一般	—	10 回 (交通・防犯)	10 回 (交通・防犯)

【(仮称) 地域安全支援員による地域に密着した活動 (予定)】

実施内容	対象	H28 年度	H29 年度	H30 年度
高齢者世帯訪問 高齢者サロン等での啓発 子ども会等での啓発 地域行事等での啓発 各種団体と連携した活動	高齢者、 子ども等	(13 回) (交通)	88 回 (交通・防犯・防災)	132 回 (交通・防犯・防災)

※平成 28 年度は交通安全指導員による実施回数を記載

3 (仮称) 地域安全支援員制度の概要

(1) 目的

交通事故、犯罪、災害から自らを守る能力や知識の習得、向上を図るため、交通安全、防犯、防災に関する教育、啓発活動を行う。

(2) 主な活動

- ・幼稚園・保育園、小・中学校、その他団体等に対する教育、啓発活動
- ・高齢者世帯訪問、高齢者サロン等での教育、啓発活動
- ・交通安全運動や防犯運動等における啓発活動

(3) 定数・任期

- ・定数 22 人 (各中学校区から 1 名)
- ・任期 2 年 (再任可)

(4) 委嘱

- ・交通安全、防犯等に関する活動の経験及び知識を有する人から市長が委嘱する。

(5) 報酬等

- ・教育、啓発活動等 1 回ごとに報酬及び会場までの費用弁償を支給する。

(6) その他

- ・帽子、ベスト、名札を貸与する。
- ・知識、技術、指導力の習得、向上を図るための研修を実施する。
- ・活動中の事故に備え損害保険へ加入する。

4 交通安全指導員制度との関係の整理

(1) 指導員制度について

当市の交通秩序を保持し交通事故を防止するため、交通安全思想の普及徹底及び交通安全の保持等を行う交通安全指導員（以下「指導員」という。）を設置している。

指導員の主な活動は、交通安全教室、街頭指導、啓発活動である。

(2) 指導員制度の現状

①街頭指導の状況変化

- 昭和 46 年の制度創設時と比べ、道路環境や安全施設整備等の進展、規制強化等により、交通事故発生件数、死傷者数は大幅に減少している。
- 一方で、自動車の普及による交通量の増加、住宅地の拡大等による通学路の広がり等により見守りが求められる箇所は増加しているほか、近年は交差点や道路横断中の事故のみならず自動車の危険運転等により歩道や路側帯を歩く登校中の児童等が多数被害に遭う事故が社会問題となっており、点だけでなく線の見守りが必要となっている。
- また、交通環境の変化や交通事故発生状況の変化に応ずる形で地域ボランティア等による通学の見守りや随行等の活動が市内全域で行われている。（市内で約 5,800 人のボランティアが活動）

②指導員の担い手不足等

- 指導員の担い手不足、高齢化等の課題が顕在化している。
- 地域に密着した活動により地域における安全意識の向上を図るため、指導員と地域の関係団体等との連携を一層強化する必要がある。

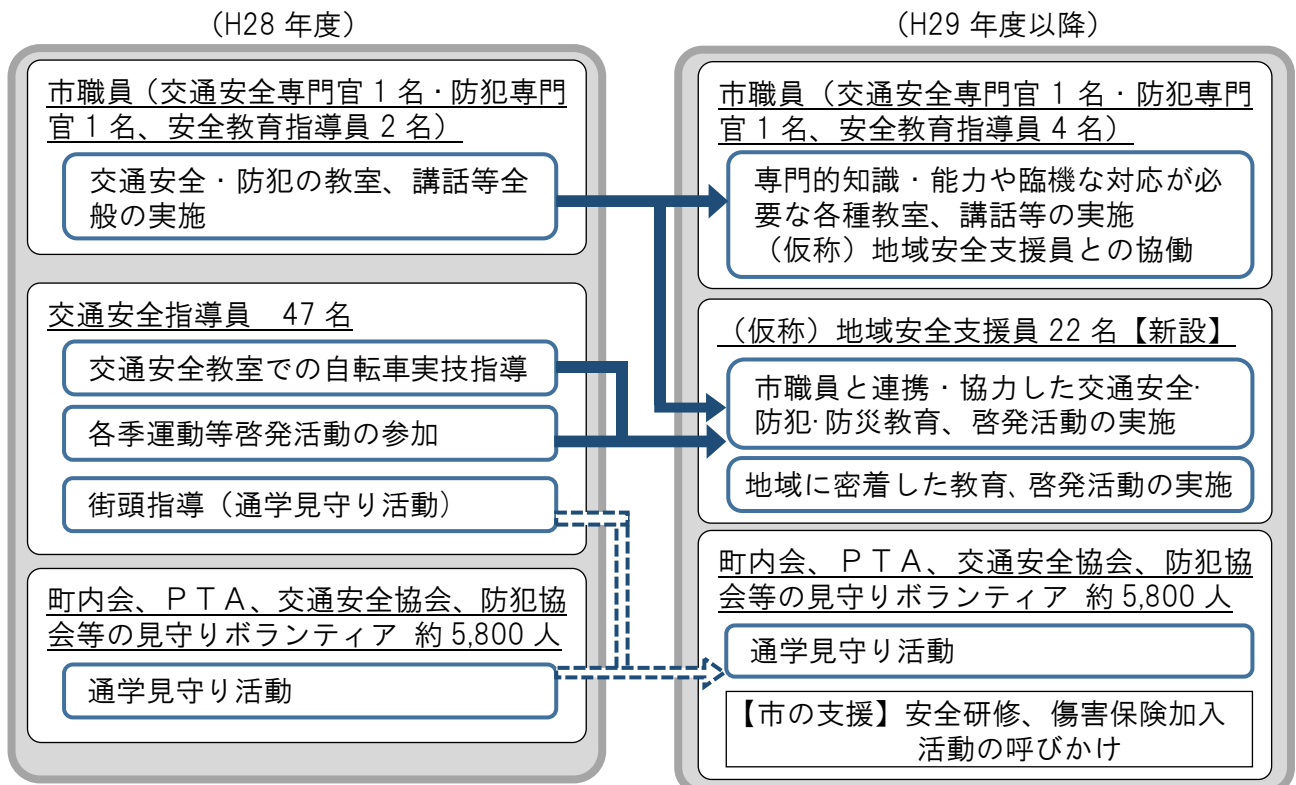
(3) 指導員制度の廃止

- 交通安全教育及び防犯、防災分野の一体的な教育を推進し、あわせて教育の質と量の強化を図るため、(仮称) 地域安全支援員制度を創設することに伴い、指導員の任期が満了する今年度末で指導員制度を廃止する。

(4) 制度廃止後の指導員の活用について

- 交通安全の知識と経験を活かしていただくため、意欲のある指導員の (仮称) 地域安全支援員への活用を図る。

(制度の変更イメージ)



(交通安全指導員の任用状況等 (H28. 4. 1 現在))

- 1 定数 54人以内
 2 任命者数 47人 (男45人、女2人)
 3 任期 2年間 (再任可)
 4 在任期間 1年～46年 (1年未満切上げ)
 平均在任期間 9年

在任期間	人数	割合
1～2期 (4年以内)	22人	46.8%
3～4期 (8年以内)	9人	19.1%
5～6期 (12年以内)	5人	10.6%
7～8期 (16年以内)	5人	10.6%
9～10期 (20年以内)	1人	2.1%
11期～ (20年超)	5人	10.6%
合計	47人	100.0%

- 5 年齢構成 43～75歳
 平均年齢 67歳

年齢区分	人数	割合
40～44歳	1人	2.1%
45～49歳	1人	2.1%
50～54歳	0人	0.0%
55～59歳	3人	6.4%
60～64歳	8人	17.0%
65～69歳	17人	36.2%
70歳～	17人	36.2%
合計	47人	100.0%

- 6 街頭指導実施状況
 (週2回、月8回以上の実施を依頼)

◆指導員ごとの月平均実施回数

実施回数	H26年度		H27年度	
	人数	割合	人数	割合
月7回以下 (週2回未満)	14人	28.0%	14人	28.6%
月8～11回 (週2回以上)	9人	18.0%	9人	18.4%
月12～15回 (週3回以上)	15人	30.0%	11人	22.4%
月16回以上 (週4回以上)	12人	24.0%	15人	30.6%
合計	50人	100.0%	49人	100.0%

◆月平均実施回数

年度	H26年度	H27年度
平均実施回数 (1人平均)	11.44回/月	11.55回/月

- 7 交通安全教室出勤回数

◆出勤回数

回数	H26年度		H27年度	
	人数	割合	人数	割合
0回	2人	4.0%	1人	2.0%
1回	0人	0.0%	2人	4.1%
2回	10人	20.0%	7人	14.3%
3回	13人	26.0%	15人	30.6%
4回	14人	28.0%	15人	30.6%
5回	8人	16.0%	7人	14.3%
6回	2人	4.0%	2人	4.1%
7回	1人	2.0%	0人	0.0%
合計	50人	100.0%	49人	100.0%

◆平均出勤回数

	H26年度	H27年度
延べ出勤人数	174人	168人
1人平均	3.48回/年	3.43回/年

- 8 啓発活動出勤回数

◆出勤回数

回数	H26年度		H27年度	
	人数	割合	人数	割合
0回	4人	8.0%	12人	24.5%
1回	22人	44.0%	14人	28.6%
2回	10人	20.0%	7人	14.3%
3回	11人	22.0%	10人	20.4%
4回	0人	0.0%	2人	4.1%
5回	1人	2.0%	2人	4.1%
6回	0人	0.0%	0人	0.0%
7回	1人	2.0%	2人	4.1%
8回	0人	0.0%	0人	0.0%
9回	1人	2.0%	0人	0.0%
合計	50人	100.0%	49人	100.0%

◆平均出勤回数

	H26年度	H27年度
延べ出勤人数	96人	90人
1人平均	1.92回/年	1.84回/年

※ 割合は小数点第2位で四捨五入し表記しているため、合計が100.0%にならない場合がある。